登米市緊急銃猟対応マニュアルの概要

近年、ツキノワグマやイノシシなどの危険鳥獣が人の生活圏に出没する事例が増加していることを受け「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律」が令和7年9月1日に改正され、新たに「緊急銃猟制度」が創設されました

緊急銃猟制度は、以下の四つの条件を満たした場合に、市長の判断により、銃器を使用した捕獲等が可能になるというものです。

- 1.クマ類が人の日常生活圏に侵入している(侵入するおそれが大きいことを含む)
- 2.クマ類による人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要である
- 3.銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難である
- 4.住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがない

〇対応マニュアルの掲載内容

第1章 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

- 1 対応体制の確保
- 2 緊急連絡体制の構築
- 3 捕獲者リストの作成
- 4 訓練・研修の実施
- 5 備品の確保
- 6 保険の加入
- 7 啓発活動

第2章 クマ等出没時の対応

- 1 緊急銃猟実施時のイメージ
- 2 緊急銃猟の実施までのフロー
- 3 緊急銃猟実施ステップ
- 4 指揮系統
- 5 通報時の対応
- 6 緊急性の判断
- 7 現場の役割分担
- 8 現場における行動フロー

第3章 原状回復•損失補償

- 1 原状回復
- 2 損失補償手続

(資料編)

- 1 緊急銃猟時の確認チェックリスト
- 2 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト
- 3 緊急銃猟実施報告様式
- 4 関係法令等(抜粋)

〈ポイント1 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備〉

〇通行禁止・制限措置、住民の避難の方法を掲載

捕獲の実施者等の情報も踏まえ、用いる銃器の性能、バックストップ の状況等から、類似する事例も参考に個別に判断



環境省ガイドラインより

〈ポイント2 緊急銃猟の実施〉

〇市長より猟友会に委託した後は、発砲のタイミングは捕獲者の知見に委ねます。 なお、緊急銃猟の実施は市の責任の下で行われるものです。